

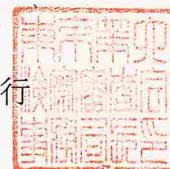
東六検審第6号

令和3年1月26日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

東京第六検察審査会事務局長 杉 崎 直 行



検察審査会行政文書不開示通知書

令和2年12月25日付け（同月28日受付）で申出のありました検察審査会行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした検察審査会行政文書の名称等

黒川弘務・元東京高検検事長に対する、東京第六検察審査会の起訴相当の議決書

2 開示しないこととした理由

検察審査会行政文書開示手続の対象となる文書は、検察審査会行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた文書は、審査事件の審査活動に関する文書であって、検察審査会行政文書開示手続の対象とはならない。

(担当) 東京第六検察審査会

電話 03(3581)2918

東京  
高等裁判所内

料金後納  
郵便

5300047

弁護士

山

中

理

司

殿

林  
弘

法律事務所

所

冠山

3階

大阪市北区西天満

四一七一三



東京第六検察審査会事務局

〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

☎ 03 (3581) 2918